



くらしの情報あれこれ

● 「定期購入」は返品だけでは解約できません

[相談例]

SNSの広告を見てお試し商品の美容液を買った。1回だけのお試しのつもりだったのに、再度同じ商品が届いた。定期購入の契約をした覚えがないので、その旨と解約希望の書面を同封して返品した。その後も請求書などは届いていたが無視していたところ、先日、法律事務所からこの請求について最終通告のような封書が届いた。商品が手元にないのに請求されるのは納得がいかない。



[アドバイス]

- 低価格やお試しなどを強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。
- 解約希望の書面を同封して商品を返送したり、受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。
- ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの記載はパソコンやスマートフォンのスクリーンショットなどで必ず画像保存しましょう。
- 誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

[相談時間] (月)～(金) 10:00～17:30 (電話相談は9:00～17:30)

※(祝)(休)、CiC休館日は除く。